

令和 8 年 8 月 5 日

課 名	岡山県美作県民局 地域政策部環境課
担 当	中山、島岡
電 話	0868-23-1243(直通)

お 知 ら せ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分を実施しました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、産業廃棄物処理業者に対する行政処分を次のとおり行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者

- (1) 住 所 岡山県久米郡美咲町原田 1489 番地の 6
- (2) 名 称 亀乃甲建設株式会社 代表取締役 江原 裕司

2 処分内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

令和 8 年 7 月 28 日

4 処分理由

被処分者は、令和 8 年 6 月 16 日、岡山地方裁判所津山支部から破産手続開始の決定を受けたことにより、法第14条第 5 項第 2 号イに規定する法第 7 条第 5 項第 4 号ロに該当した。

このことにより、法第14条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に規定する産業廃棄物処理業の許可の取消事由に該当するに至ったため。

5 許可の状況

産業廃棄物収集運搬業（許可番号 第 03308079427 号）

- (1) 許可年月日 令和 3 年 10 月 27 日（更新）
- (2) 許可の有効年月日 令和 8 年 8 月 30 日
- (3) 取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上、自動車等破碎物を除く。）、木くず、ゴムくず、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） 以上 6 種類